

●香川県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年6月16日から同年7月6日まで一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市大手町二丁目88番16地 先から 丸亀市大手町二丁目88番13地 先まで	24.8~25.5	69	令和8年6月16日付け香川県告示第119号で変更した区域の全て

- 4 供用開始の期日 令和8年6月16日